

平成 18 年 1 月 25 日

各 位

大 阪 市

公正な入札契約の確保に向けた不当圧力排除の取組みについて

平成 18 年 1 月 25 日開催の大阪市入札契約制度改善検討委員会において、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

別紙のとおり

# 公正な入札契約の確保に向けた不当圧力排除の取組みについて

入札契約制度の抜本的な改革の推進に向けて

大阪市では、昨年からの一連の競売入札妨害事件の中で、大阪府同和建設協会の会員に対する指名をめぐって、入札担当職員が逮捕されるという事態が発生した。

昨年 11 月には、大阪市入札等監視委員会の緊急提言を受け、入札契約の抜本的な改革を行うとともに、入札契約に携わる職員のための職務執行マニュアルの改正を行ない、関係業者との対応についての遵守内容を具体的に定め、義務付けたところである。

しかしながら、公正な入札契約の遂行にあたっては、それに携わる職員は勿論、入札契約前の各事業部局における企画、設計、公表段階など事業実施の全般において、事前情報の漏洩などをめぐる不法・不当な圧力や働きかけに対して厳正に対応することが必要である。

当委員会としては、こうした認識のもと、二度とこのような事件が起こることのないよう、関係機関との連携を強めるとともに、不法・不当な圧力や働きかけの排除の徹底に向けた取組みを強めることを固い決意を持って決定する。

平成 18 年 1 月 25 日

大阪市入札契約制度改善検討委員会

## 再発防止策の一層の強化と徹底について

### 入札契約前（企画、設計、公表段階）の情報管理について

- ・ 事業部局で事業の企画や実施段階で行う地元等への説明においても、入札契約の事前の情報漏洩があった場合には競売入札妨害となるおそれがあることから、工事計画書の公表内容を詳細（工事名称、工事区分、工事場所、ランク、工事概要、入札予定時期、工期）かつ統一化し、インターネットで提供することにより個別の対応は行わない等の厳正な対応が必要である。
- ・ 地元等への事前説明のあり方について検討が必要である。

### 企画、設計、公表段階及び工事施工段階（検査・立会等）での厳正な対応のルールづくりについて

- ・ 情報漏洩をめぐり不当な圧力や働きかけがあった場合に、担当職員がそれに屈したり、不正に巻き込まれることが無いよう、マニュアルを作成し、常に警察等との連絡窓口を確保するなど、関係機関との連携を強め、職員をバックアップする体制作りが必要である。
- ・ マニュアルの作成にあたっては、各局の現場実態を調査するとともに、生の声を反映したものとする必要がある。そのためには、調度事務連絡協議会と技術管理連絡協議会とで連携を図りながら、合同のワーキング・グループを立ち上げ、各局におけるそれぞれの段階の実態把握に努め、マニュアルに反映していくものとする。

### 外郭団体への周知及び指導の徹底

- ・ 外郭団体においても、本市と同様に入札契約事務を取り扱っていることから、改善策の周知の徹底を行い、場合によっては関係局において指導を行うこととする。
- ・ 大阪市外郭団体連絡協議会の活用

### その他

### 電子図書の推進について

- ・ 電子入札の平成 19 年度全件実施に伴い、発注公告や入札結果などの入札関連情報が、インターネットを介して広く市民にも公表されるため、入札の透明性の向上が図られること、事業者にとっては、入札情報の収集から入札参加までの一連の手続きが会社でできるなど、利便性が大きく向上するとともに、これまで市役所への移動に要していた時間やコストが削減できることなどのメリットが考えられるが、電子図書の推進が必要不可欠であり、その実施への早急な検討が必要である。